

教 生 学 第 4 4 号
令和3年(2021年)4月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊藤 伸一

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方
を考える～」の動画教材等について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課から別添写し
のとおりに事務連絡がありましたので通知します。

つきましては、各学校における情報モラル教育に関する指導の一層の充実を図るため、
本教材等の効果的な活用について御配慮願います。

生徒指導(学校安全)係
担 当 : 主 査 上 野 昌 生
内 線 : 35-671
直 通 : 011-204-5895
F A X : 011-272-1234
E-mail: ueno.masaki@pref.hokkaido.lg.jp



事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 1 2 日

各都道府県教育委員会情報教育担当課
各指定都市教育委員会情報教育担当課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」の動画教材等について（周知）

平素から情報モラル教育の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、学校における情報モラル教育に関する指導の一層の充実を図るため、インターネットやスマートフォン利用者の低年齢化等を踏まえ、新たに 2 本の動画教材（教材⑱、教材⑳）、それを活用する指導の手引き（モデル指導案、板書例等）を作成いたしました。新型コロナウイルス感染症により、引き続き児童生徒がインターネット等の情報に多く触れていることも考えられるため、SNS 等を原因とする犯罪被害を含む危険の回避の観点から、これまでの教材も含め、授業等でご活用ください。

つきましては、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校等に対し、指定都市教育委員会においては、所管の学校等に対し、都道府県私立学校事務主管課においては、所轄の私立学校等に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校等に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の株式会社立学校事務主管課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対して、この趣旨について十分周知くださるようお願い致します。

記

1 動画教材等の使用について

本教材等は以下のホームページに掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm

動画教材については、文部科学省の YouTube チャンネル（mextchannel）にて公表しております。学校等でご活用いただく際には本チャンネルよりご視聴ください。

2 児童生徒向け啓発資料について

セキュリティ啓発資料や情報モラル啓発リーフレットは、以下のホームページにて掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

児童生徒向け啓発資料についても、上記動画教材と合わせてご活用ください。

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局

情報教育・外国語教育課情報教育振興室

担 当 小松、伊藤

電 話 03-5253-4111（内線 2702）

E-mail jogai@mext.go.jp